

第13回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月17日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号

※ ご来場の際は裏表紙の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。

株主総会に当日ご出席いただけない方

**議決権
行使期限**

2019年6月14日（金曜日）
午後5時15分

同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



詳細は5～7頁の「議決権行使についてのご案内」
をご参照ください。

目次

■ 第13回定時株主総会招集ご通知	3
■ 議決権行使についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	9
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
【第13回定時株主総会添付書類】	
■ 事業報告	26
■ 連結計算書類	68
■ 計算書類	71
■ 監査報告書	74

いつでもそばにいる。どこにいても支える。
すべての人生を、守り続けたい。

■ 経営方針

かんぽ生命保険は、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指します。

1. お客さま一人ひとりの人生によりそい、分かりやすい商品と質の高いサービスを提供します。
2. お客さまにより良いサービスを提供するため、お客さまと接する社員が力を発揮する態勢を整備します。
3. 社員一人ひとりが成長でき、明るく生き生きと活躍できる環境をつくります。
4. コーポレート・ガバナンスの確立による健全な経営を行い、常に新しい価値を創造することで、持続的な成長を生み出します。
5. 健康促進、環境保護、地域と社会の発展に積極的に貢献します。
6. すべてのステークホルダーと密接なコミュニケーションを図ります。

■ 行動指針

1. 私たちは、いつでもお客さまを第一に考えて行動します。
2. 私たちは、ともに働く仲間と一体となって、心のこもったサービスを提供します。
3. 私たちは、常に自己研鑽し、新たなことに挑戦して、会社の成長と社会の発展に貢献します。
4. 私たちは、社会の一員として高い倫理観を持ち、コンプライアンスを徹底します。
5. 私たちは、人権を尊重し、多様な人材が働きやすい職場をつくります。

人生は、夢だらけ。

「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社」を目指して

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、昨年5月に2018年度から2020年度の3年間を対象とした中期経営計画を公表し、「お客さま本位の業務運営の徹底」「持続的な成長の実現」「事業経営における健全性の確保」を経営の基本的な考え方に据えて、郵便局ネットワークとともに地域社会に貢献し、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指して日々取り組んでいます。

とりわけ、超低金利環境下における販売・資産運用両面での収益向上と保有契約年換算保険料の反転に向けて、新契約の確保と契約の継続の両面を重視し、お客さま本位の営業活動を実践してまいります。

また、日本郵政グループは、「日本郵政グループCSR基本方針」で掲げる主要テーマである「地域社会」・「地球環境」・「人」の3分野について、「CSR重点課題（マテリアリティ）」を選定しており、当社もSDGs（持続可能な開発目標）の各目標と連動した活動を積極的に推進しています。

さらに、高齢化が急速に進展する中、健康寿命をいかに伸ばすかが課題となっておりますが、当社は、この課題解決に貢献するため、従来からのラジオ体操の普及推進の取り組みに加え、「かんぽすこやかプロジェクト～広がる健康の輪～」を立ち上げ、本年1月からは、健康応援アプリ「すこやかんぽ」の提供を開始するなど、お客さまの健康づくりをしっかりサポートすることとしています。

これら中期経営計画で定めた各種の戦略を社員一丸となって着実に推進することにより、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2019年5月



取締役兼代表執行役社長

植平光彦

招集ご通知

証券コード 7181

2019年5月30日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目3番1号
株式会社 かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役社長 植平 光彦

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（9～25頁）をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）に従いまして、**2019年6月14日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月17日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号

3. 目的事項 報告事項

1. 第13期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役10名選任の件

以上

- 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出の上、ご出席いただくことができます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、**当社ウェブサイト**に掲載している連結注記表及び個別注記表を含みます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** <https://www.jp-life.japanpost.jp/>

かんぽ生命保険

検索 

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会ご出席

開催日時 2019年6月17日（月曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム
東京都港区芝公園四丁目8番1号



株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使

行使期限 2019年6月14日（金曜日）
午後5時15分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、議案の賛否をご表示ください。

第1号議案	賛成の場合	→ 「賛」の欄に○印
	否認の場合	→ 「否」の欄に○印
第2号議案	全員賛成の場合	→ 「賛」の欄に○印
	全員否認の場合	→ 「否」の欄に○印
	一部の候補者を 否認する場合	→ 「賛」の欄に○印をし、否認する 候補者の番号を記入

なお、賛否の表示がない場合には、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使

行使期限 2019年6月14日（金曜日）
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。詳細は次頁をご覧ください。



インターネットによるアクセス手順

パソコン、スマートフォン又はタブレット端末から議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パ
スワード」をご利用になり、画面の案内に従ってご入力ください。

バーコード読取機能付のスマートフォン等を利用して右の「QRコード」を読み
取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

では、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は「次へす
ずむ」をクリックしてください。

次へすすむ 閉じる

クリック

ご利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。
持っている銘柄をご所有の方で、すでにご登録いただいているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望され
ば、買取請求などの用紙送付のご依頼はこちらをクリックしてください。

「次へすすむ」をクリックしてください。

2

ログイン

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

入力

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

クリック

同封の議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力いただき、
「ログイン」をクリックしてください。

3

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

i ご注意

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる
議決権行使について

【株主名簿管理人】三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-652-031** (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

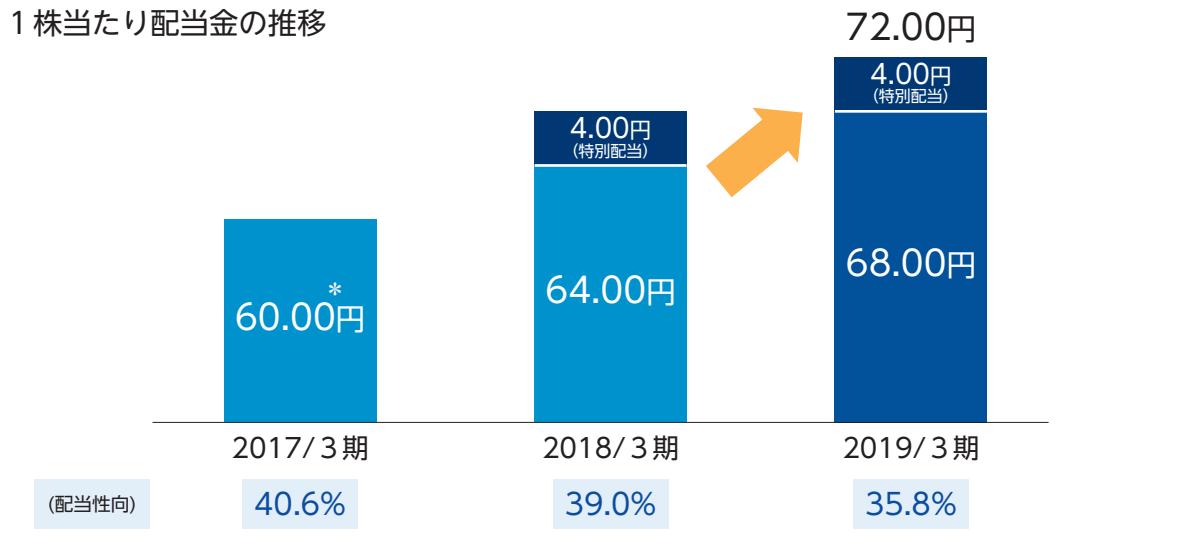
配当金について

取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金 1株当たり72円
(普通配当68円、特別配当4円)

2 効力発生日 2019年6月18日

1 株当たり配当金の推移



配当金を郵便局窓口でお受取りの株主さまへ

配当金を迅速かつ安全・確実にお受取りいただくため、口座振込みのご利用をお勧めいたします。
口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日にご指定の口座にてお受取りいただけます。

- ◆証券会社で受け取られる場合：株式をお預けの証券会社の口座で配当金をお受取りいただけます。
- ◆銀行口座で受け取られる場合：ご指定の銀行口座で配当金をお受取りいただけます。

配当金のお受取り方法のご変更につきましては、お取引先の証券会社にてお手続きください。

* 簡易生命保険誕生100周年記念配当2円が含まれております。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号）の施行により、2019年4月1日より、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」の名称が「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更されたことに伴い、同機構の名称を用いている定款第2条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款		変更案	
(目的)		(目的)	
第2条	当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。	第2条	(現行どおり)
(1)～(3)	(条文省略)	(1)～(3)	(現行どおり)
(4)	<u>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から委託された、簡易生命保険管理業務</u>	(4)	<u>受託した簡易生命保険管理業務</u>
(5)	(条文省略)	(5)	(現行どおり)

【ご参考】

当社は、2007年9月末に日本郵政公社が保有していた簡易生命保険契約について、その契約の権利及び義務を日本郵政公社から承継した独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの委託を受け、保険金等のお支払いや保険料の収納などのサービス（簡易生命保険管理業務）を提供しています。なお、本定款変更は、「1. 提案の理由」記載のとおり独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の名称の変更に伴うものであり、この定款の変更により当社が行う当該業務に変更が生じるものではありません。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当		
1	再任	植平 光彦 (うえひら みつひこ)	取締役兼代表執行役社長		
2	再任	堀金 正章 (ほりがね まさあき)	取締役兼代表執行役副社長		
3	再任	長門 正貢 (ながと まさつぐ)	取締役 指名委員長 報酬委員		
4	再任	鈴木 雅子 (すずき まさこ)	取締役 監査委員	社外	独立
5	再任	斎藤 保 (さいとう たもつ)	取締役 報酬委員長	社外	独立
6	再任	尾崎 道明 (おざき みちあき)	取締役 監査委員長	社外	独立
7	再任	山田メユミ (やまだ めゆみ) (戸籍上の氏名：原 芽由美)	取締役 監査委員	社外	独立
8	再任	小室 淑恵 (こむろ よしえ) (戸籍上の氏名：石川 淑恵)	取締役	社外	
9	再任	原田 一之 (はらだ かずゆき)	取締役 指名委員	社外	独立
10	新任	佐竹 彰 (さたけ あきら)	—	社外	独立

社外：社外取締役候補者

独立：独立役員候補者



候補者
番号 **1** ^{う え ひ ら み つ ひ こ} **植平 光彦** (1956年2月19日生)

取締役候補者とした理由

損害保険会社及び当社の営業企画部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当社株式数
2,300株

取締役在任年月数
2年

**当事業年度における
取締役会への出席状況**
100% (13回/13回)

地位及び担当
取締役兼代表執行役社長

略歴

- 1979年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
- 2012年 6月 東京海上ホールディングス株式会社執行役員国内事業企画部長
- 2013年 6月 当社常務執行役
- 2013年 7月 当社常務執行役営業企画部長
- 2014年 4月 当社常務執行役
- 2015年 6月 当社専務執行役
- 2017年 6月 当社取締役兼代表執行役社長（現任）
- 2017年 6月 日本郵政株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況：日本郵政株式会社取締役



候補者
番号 **2** ほりがね まさあき **堀金 正章** (1956年8月10日生)

取締役候補者とした理由

当社の財務部門等において要職を歴任するとともに、当社代表執行役副社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当社株式数
1,800株

取締役在任年月数
2年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

地位及び担当
取締役兼代表執行役副
社長

略歴

- 1979年 4月 郵政省入省
- 2007年 10月 当社執行役財務部長
- 2008年 10月 当社執行役主計部長
- 2010年 10月 当社常務執行役主計部長
- 2011年 7月 当社常務執行役
- 2014年 7月 当社専務執行役
- 2017年 6月 当社取締役兼代表執行役副社長（現任）

重要な兼職の状況：－



再任

候補者
番号 **3** ^{ながとまさつぐ} **長門 正貢** (1948年11月18日生)

取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関の経営に携わっており、また、グループ会社である株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長として実績を残すとともに、当社の親会社である日本郵政株式会社の取締役兼代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っていることから、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

所有する当社株式数

600株

取締役在任年月数

3年

当事業年度における

取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

指名委員会への出席状況

100% (3回/3回)

報酬委員会への出席状況

100% (4回/4回)

地位及び担当

取締役、指名委員長、
報酬委員

略歴

- 1972年 4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2000年 6月 同社執行役員
- 2001年 6月 同社常務執行役員
- 2002年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
- 2003年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
- 2006年 6月 富士重工業株式会社専務執行役員
- 2007年 6月 同社取締役兼専務執行役員
- 2010年 6月 同社代表取締役副社長
- 2011年 6月 シティバンク銀行株式会社取締役副会長
- 2012年 1月 同社取締役会長
- 2015年 5月 株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長
- 2015年 6月 日本郵政株式会社取締役
- 2016年 4月 同社取締役兼代表執行役社長 (現任)
- 2016年 4月 日本郵便株式会社取締役 (現任)
- 2016年 4月 株式会社ゆうちょ銀行取締役 (現任)
- 2016年 6月 当社取締役 (現任)

■ **重要な兼職の状況**：日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
日本郵便株式会社取締役
株式会社ゆうちょ銀行取締役



候補者
番号 **4** ^{すずきまさこ} **鈴木 雅子** (1954年2月4日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当社株式数
1,200株

取締役在任年月数
3年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (13回/13回)
監査委員会への出席状況
100% (16回/16回)

地位及び担当
取締役、監査委員

略歴

- 1983年 7月 株式会社テンポラリーセンター入社
- 1999年 4月 株式会社パソナ執行役員
- 2004年 9月 同社取締役専務執行役員
- 2007年 12月 株式会社パソナグループ取締役専務執行役員
- 2010年 6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長
- 2010年 8月 株式会社パソナグループ取締役
- 2012年 3月 株式会社ベネフィットワンソリューションズ取締役
- 2012年 5月 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア監査役
- 2016年 1月 同社代表取締役社長 (現任)
- 2016年 6月 当社取締役 (現任)
- 2018年 6月 株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長執行役員 (現任)

- **重要な兼職の状況**：株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長執行役員
株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア代表取締役社長



再任 社外 独立

所有する当社株式数
300株

取締役在任年月数
2年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (13回/13回)
報酬委員会への出席状況
100% (4回/4回)

地位及び担当
取締役、報酬委員長

候補者 番号 **5** 齋藤 保 (1952年7月13日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

略歴

- 1975年4月 石川島播磨重工業株式会社入社
- 2006年6月 同社執行役員航空宇宙事業本部副本部長
- 2007年7月 株式会社IHI執行役員航空宇宙事業本部副本部長
- 2008年1月 同社執行役員航空宇宙事業本部長
- 2008年4月 同社取締役執行役員航空宇宙事業本部長
- 2009年4月 同社取締役常務執行役員航空宇宙事業本部長
- 2010年4月 同社取締役
- 2011年4月 同社代表取締役副社長
- 2012年4月 同社代表取締役社長最高経営執行責任者
- 2016年4月 同社代表取締役会長最高経営責任者ものづくりシステム戦略本部長
- 2017年4月 同社代表取締役会長（現任）
- 2017年6月 当社取締役（現任）
- 2018年6月 沖電気工業株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：株式会社IHI代表取締役会長
沖電気工業株式会社社外取締役



候補者番号 **6** お び き み ち あ き **尾崎 道明** (1952年12月5日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり検事又は弁護士の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

再任 社外 独立

所有する当社株式数
一株

取締役在任年月数
2年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (13回/13回)
監査委員会への出席状況
100% (16回/16回)

地位及び担当
取締役、監査委員長

略歴

- 1978年 4月 東京地方検察庁検事任官
- 2004年 1月 最高検察庁検事
- 2005年 1月 外務大臣官房監察査察官
- 2006年 4月 甲府地方検察庁検事正
- 2007年 6月 最高検察庁検事 (裁判員制度等実施準備検討会)
- 2008年 6月 法務省矯正局長
- 2010年 12月 公安調査庁長官
- 2014年 1月 高松高等検察庁検事長
- 2014年 7月 大阪高等検察庁検事長
- 2016年 2月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
- 2016年 5月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所特別顧問 (現任)
- 2016年 6月 東日本高速道路株式会社社外監査役 (現任)
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況：弁護士

弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所特別顧問
東日本高速道路株式会社社外監査役



候補者
番号 **7** やま だ め ゆ み **山田 ヲユミ** (1972年8月30日生)
(戸籍上の氏名：原 芽由美)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当社株式数
600株

取締役在任年月数
2年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (13回/13回)
監査委員会への出席状況
100% (16回/16回)

地位及び担当
取締役、監査委員

略歴

- 1995年4月 香栄興業株式会社入社
- 1997年5月 株式会社キスミーコスメティクス入社
- 1999年7月 有限会社アイ・スタイル代表取締役
- 2000年4月 株式会社アイスタイル代表取締役
- 2009年12月 同社取締役 (現任)
- 2012年5月 株式会社サイバースター代表取締役社長
- 2015年9月 株式会社メディア・グローブ取締役 (現任)
- 2016年3月 株式会社I S パートナース代表取締役社長 (現任)
- 2016年9月 株式会社Eat Smart 取締役 (現任)
- 2017年6月 当社取締役 (現任)
- 2017年6月 セイノーホールディングス株式会社社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況：株式会社アイスタイル取締役
株式会社I S パートナース代表取締役社長
セイノーホールディングス株式会社社外取締役



候補者
番号 **8** こむろ よしえ **小室 淑恵** (1975年4月16日生)
(戸籍上の氏名：石川 淑恵)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わるとともに、政府関係会議の有識者委員等を歴任し、働き方改革など企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

再任 社外

所有する当社株式数
一株

取締役在任年月数
2年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

地位及び担当
取締役

略歴

- 1999年 4月 株式会社資生堂入社
- 2006年 7月 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
(現任)
- 2008年 4月 内閣府仕事と生活の調和連携推進評価部会委員
- 2011年 8月 厚生労働省社会保障審議会年金部会委員 (現任)
- 2012年 8月 経済産業省産業構造審議会委員
- 2013年 4月 内閣府子ども子育て会議委員
- 2014年 9月 安倍内閣産業競争力会議民間議員
- 2015年 2月 文部科学省中央教育審議会委員
- 2016年 3月 霞が関の働き方改革を加速するための懇談会座長
- 2017年 6月 当社取締役 (現任)

■ **重要な兼職の状況**：株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
株式会社オンワードホールディングス社外取締役 (2019年5月就任予定)



再任 社外 独立

所有する当社株式数
一株

取締役在任年月数
1年

当事業年度における
取締役会への出席状況
100% (10回/10回)
指名委員会への出席状況
100% (2回/2回)

地位及び担当
取締役、指名委員

候補者
番号 9 はらだ かずゆき 原田 一之 (1954年1月22日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

略歴

- 1976年 4月 京浜急行電鉄株式会社入社
- 2007年 6月 同社取締役
- 2010年 6月 同社常務取締役
- 2011年 6月 同社専務取締役
- 2013年 6月 同社代表取締役社長（現任）
- 2015年 6月 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（現任）
- 2018年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況：京浜急行電鉄株式会社代表取締役社長
日本空港ビルデング株式会社社外取締役



候補者番号 **10** さ た け **佐竹** あ き ら **彰** (1955年12月8日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営及び財務部門の業務に携わり、財務・会計に関する深い知識を有しており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

略歴

- 1979年 4月 住友商事株式会社入社
- 2011年 4月 同社執行役員資源・化学品事業部門資源・化学品総括部長
- 2013年 4月 同社常務執行役員財務部長
- 2016年 4月 同社専務執行役員
- 2017年 6月 住友精密工業株式会社取締役専務執行役員
- 2018年 6月 同社代表取締役副社長執行役員（現任）
- 2019年 4月 住友商事株式会社顧問（現任）

■ **重要な兼職の状況**：住友精密工業株式会社代表取締役副社長執行役員
住友商事株式会社顧問

新任 社外 独立

所有する当社株式数
－株

取締役在任年月数
－年

当事業年度における
取締役会への出席状況
－％（－回／－回）

地位及び担当
－

- (注) 1 長門正貢氏が取締役兼代表執行役社長を務める日本郵政株式会社は、当社の株式を保有する親会社です。当社は同社とグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当社は同社に対しブランド価値使用料を支払っているほか、当社と同社の間には不動産賃貸借等の取引関係があります。また、小室淑恵氏は、株式会社ワーク・ライフバランスの代表取締役社長であり、同社は当社との間にコンサルティング契約等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 原田一之氏については、2018年6月の当社取締役就任以降、2018年度に開催された取締役会及び委員会への出席状況を記載しております。
- 3 取締役候補者のうち、鈴木雅子氏、斎藤保氏、尾崎道明氏、山田メユミ氏、小室淑恵氏、原田一之氏及び佐竹彰氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
- 4 当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、鈴木雅子氏は3年、斎藤保氏、尾崎道明氏、山田メユミ氏及び小室淑恵氏は2年、原田一之氏は1年となります。
- 5 当社は、長門正貢氏、鈴木雅子氏、斎藤保氏、尾崎道明氏、山田メユミ氏、小室淑恵氏及び原田一之氏との間に会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、佐竹彰氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。
- 6 当社は、鈴木雅子氏、斎藤保氏、尾崎道明氏、山田メユミ氏及び原田一之氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、佐竹彰氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。
- 7 斎藤保氏が代表取締役会長を務める株式会社IHIは、民間航空機エンジン整備事業において不適切な作業が行われていたことが判明しました。同社は本事案について、2019年3月29日に経済産業省より航空機製造事業法に基づいて認可を受けた修理方法にて修理をするよう命令を受け、同年4月9日に国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実が明らかになった後、品質に関する総点検を全社に水平展開するとともに、コンプライアンス意識の徹底と再発防止策を確実に推進し、その職責を果たしております。
- 8 佐竹彰氏が代表取締役副社長執行役員を務める住友精密工業株式会社は、2019年1月29日に防衛省との防衛装備品等に関わる契約に関して費用の過大請求を行っていた事実が発覚しました。その詳細については、同社が設置した独立性、専門性の高い第三者からなる特別調査委員会が調査中ですが、同氏は、当該事実が明らかになった後、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化等を推進し、その職責を果たしております。

以上

取締役候補者指名基準

(目的)

第1条 本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

(取締役候補者の規模・構成)

第2条 指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

2 取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その3分の1以上は、独立性を有する社外取締役候補者により構成する。

(欠格事由)

第3条 指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

- (1) 会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 反社会的勢力との関係が認められる者

【ご参考】

(社内取締役候補者指名基準)

第4条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社内取締役候補として指名する。

- (1) 当会社の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

(社外取締役候補者指名基準)

第5条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当会社の社外取締役候補者として指名する。

- (1) 企業経営、リスク管理、法令遵守、財務会計、内部統制、マクロ政策等の分野に関する高い知見を有し、当会社の特に重要な経営上の意思決定及び執行役の職務執行の監督を適切に遂行するに十分な経験、判断力を有すること
- (2) 社外取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (3) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(改廃)

第6条 本基準の改廃は指名委員会の決議による。

株式会社かんぽ生命保険独立役員指定基準

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当社の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当社の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
6. 当社の主要株主（法人である場合には、当該法人の業務執行者等）
7. 次に掲げる者（重要でない者を除く）の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から6までに掲げる者
 - (2) 日本郵政グループ（当社を除く）の業務執行者
 - (3) 当社の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当社の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

【ご参考】

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当社、当社の親会社、当社の子会社及び当社の兄弟会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社を主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社の主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当社から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社は、日本郵政株式会社を親会社とする日本郵政グループに属しております。同時に、当社グループは、当社及び子会社1社を中心に構成されており、生命保険事業を主要な事業としております。

【金融経済環境並びに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果】

2018年度の日本経済は、輸出や生産が伸び悩む一方で、設備投資の拡大や個人消費の持ち直し等から、緩やかな回復基調が続きました。米国経済は内需主導により堅調な回復が続きましたが、欧州では製造業生産の減速等から成長率が鈍化、中国では緩やかな成長率の低下が続きました。

生命保険業界におきましては、低金利環境の継続、少子高齢化や単身世帯化の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまニーズの多様化や選別志向の高まりなどが見られる中、それらに対応する販売チャネルの強化や商品の開発等を行うことで、お客さまの自助努力を支援するという当業界の役割は、ますます大きくなってきていると考えています。

当社は、簡易生命保険の簡易な手続きで、国民の基礎的生活保障を提供するという社会的な役割を受け継ぎ、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」を経営理念に掲げ、全国津々浦々の郵便局を通じて、簡易で小口な商品を一人でも多くのお客さまにご提供するという、独自のビジネスモデルを展開しております。

この経営理念のもと、「安心」と「信頼」のかんぽブランドを活かしつつ、「お客さま本位の業務運営の徹底」、「持続的な成長の実現」、「事業経営における健全性の確保」を経営の基本的な考え方に据えて、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指してまいります。

日本郵政グループでは、お客さまが安全・安心で、快適で、豊かな生活・人生を実現することをサポートする「トータル生活サポート企業グループ」を目指す、との経営の方向性を示すものとして、2018年度からの中期経営計画「日本郵政グループ中期経営計画2020」を公表しております。

この中期経営計画において、当社グループは、お客さま本位の営業活動を徹底しつつ、超高齢社会の到来、低金利環境の継続など、生命保険業界を取り巻く様々な外部環境に適切に対応することで、販売・資産運用両面での収益向上と保有契約年換算保険料の反転・成長を目指すこととしており、具体的には、保有契約年換算保険料（個人保険）、1株当たり当期純利益及び1株当たり配当額という3つの主要定量目標を掲げ、営業・商品、事務サービス、資産運用に関する3つの主要戦略に取り組んでおります。

当連結会計年度の具体的な取組状況は、以下のとおりです。

■ 保障重視の販売の強化、募集品質の向上、新たな顧客層の開拓、新商品開発、営業基盤の整備

保障重視の販売の強化につきましては、お客さまのライフプランや保障ニーズに適切にお応えするため、営業社員に対するきめ細かな研修を通じて、お客さまのご要望に沿った商品プランをご提案できる営業社員の育成、販売スキルの向上に取り組みました。

募集品質の向上につきましては、当社商品の魅力を効果的に訴求し、かつ商品の保障内容等を分かりやすくお示した募集資料の作成に取り組みました。また、お客さま本位の営業活動を徹底するため、ご高齢のお客さまに対するご契約の意向確認の強化や、郵便局・営業社員ごとの募集品質を評価・分析した募集品質カルテの活用による社員指導の強化、営業社員の評価基準にご加入いただいたお客さまのご契約の継続率を導入するなど、募集品質向上に向けた総合対策を実施しております。

新たな顧客層の開拓につきましては、かんぽつながる安心活動等を通じた既加入者へのフォローを継続しつつ、ご家族登録制度等を活用し、当社の既加入世帯内における未加入・青壮年層のご家族に積極的なアプローチを行うなど、新たな顧客層の開拓に向けて着実に取り組んでおります。この結果、50歳代以下の青壮年層からの新契約実績が前期比で増加し、新契約に占める割合は約5割に達しております。



ご参考 安心をプラスする制度「ご家族登録制度」規約

新商品開発につきましては、ユニバーサルサービスの対象商品である養老保険及び終身保険、並びにこれらの基本契約に付加する無配当総合医療特約を対象とした引受基準緩和型の商品と、先進医療特約の認可を取得し、2019年4月からの販売開始に向けた準備を進めました。引受基準緩和型の商品では、従来、病歴や服薬中であるなど健康上の理由から保険にお申し込みされていなかったお客さまや、過去に当社の商品をお申し込み頂きながらもお断りせざるを得なかったお客さまにも、広く保障をご提供できるようになります。また、先進医療特約では、癌の陽子線治療や重粒子線治療など、従来、当社の医療特約では賄えなかった先進医療の技術料の負担に備えることができるようになり、当社の医療特約の魅力をより高められるようになると考えております。

ご参考 新商品を加えた主な商品ラインナップ



引受基準緩和型

無配当先進医療特約



先進医療特約

2019年4月より、養老保険、終身保険及び無配当総合医療特約については、引受基準緩和型商品も選択できます。



営業基盤の整備につきましては、従来の営業用携帯端末に、商品説明の動画再生、営業社員のスケジュール管理等の機能が加わった新営業用携帯端末を2019年度に導入するための準備を進めました。また、LINEや健康応援アプリ（すこやかんぼ）を活用し、魅力的な情報・サービスをご提供することで、お客さまとのデジタル接点を拡大させるなど、営業支援の強化に取り組んでおります。

当連結会計年度における契約高の状況は、個人保険の新契約年換算保険料^{*1}が3,513億円（前年度比6.6%減）、第三分野^{*2}の新契約年換算保険料が616億円（前年度比4.1%増）となりました。

2016年1月のマイナス金利政策の導入を受け、2度の保険料改定により商品の収益性の改善を図るとともに、保障性商品の販売強化に営業戦略をシフトしてきた結果、個人保険全体の新たな契約は減少したものの、保障性の強い普通終身保険（倍型）、特別養老保険の新契約件数は着実に

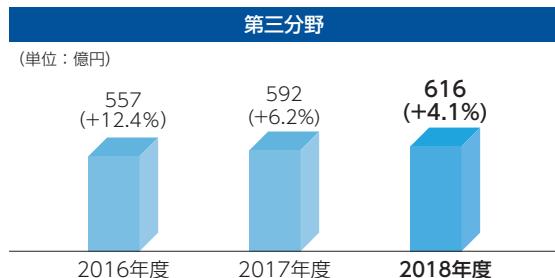
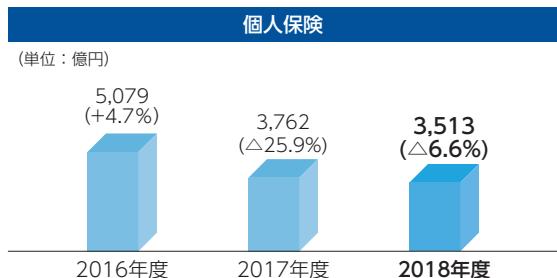
増加し、新契約全体に占める割合は約5割と引き続き増加傾向にあります。また、基本契約に付加される医療特約の販売も順調に拡大しております。

個人保険の保有契約年換算保険料^{*3}は4兆6,771億円（前年度末比3.8%減）、第三分野の保有契約年換算保険料^{*3}は7,531億円（前年度末比0.3%増）となりました。

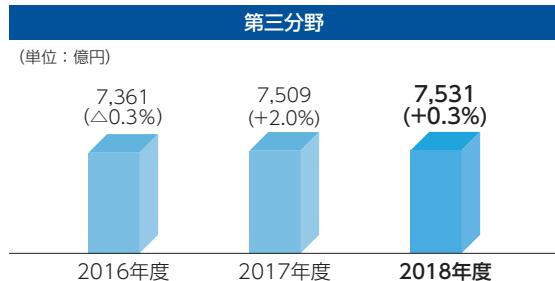
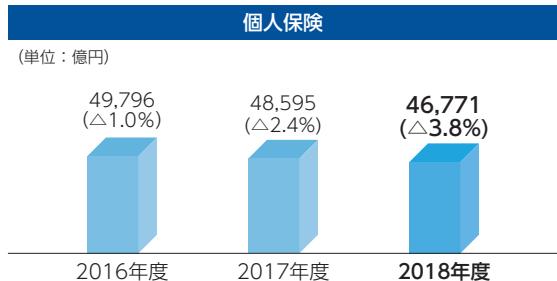
- ※1 年換算保険料とは、保険料の支払方法（月払い、年払いなど）の違いを調整し、1年（12カ月）あたりに換算した金額です。新契約や保有契約に関する年換算保険料は、保険料等収入とともに生命保険会社の売上規模を表す指標です。
- ※2 第三分野とは、生命保険（第一分野）や損害保険（第二分野）にあてはまらない医療、がん及び介護等に関する保険の総称です。
- ※3 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（2019年4月より「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称が変更されております。）から受再している簡易生命保険契約を含みます。

ご参考 年換算保険料の状況

■ 新契約年換算保険料



■ 保有契約年換算保険料



※カッコ内の数値は前年度比
 ※「第三分野」は、医療保障給付（入院給付、手術給付等）に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

■ ICT活用によるサービス向上・事務の効率化

当社は、事務サービスの高度化によるお客さまサービスの更なる向上と、バックオフィス事務の効率化による事務コストの削減を目指し、情報通信技術（ICT）*を積極的に活用しております。

※ ICTとは、Information and Communication Technologyの略語で、情報・通信に関する技術の総称です。

具体的には、お客さまや郵便局にとって簡素で分かりやすい請求手続きを実現するため、「保険手続きサポートシステム」の開発に取り組み、2018年10月から段階的に導入しております。本システムの導入により、お客さまからお伺いした請求内容や、お客さまの契約情報を基に請求書を機械作成することで、お客さまにご記入いただく項目は原則、請求日と氏名のみとなり、お客さまの請求書記載にかかるご負担を大きく軽減したほか、請求手続きにおける記入漏れ等の不備が減少したことで、郵便局における事務の効率化を図りました。

また、当社のバックオフィス（サービスセンター）において、「かんぽ電子帳票システム」を2019年3月末に導入し、約3,200万枚のペーパーレス化を実現し、紙の削減と事務効率向上を図っております。

これらの既存事務の効率化により、新たな労働力を生み出し、人材の有効活用に取り組んでおります。

当社にとって、郵便局における対面での丁寧で分かりやすい事務手続きは大きな強みである一方、時間や場所の制約を受けずに、住所変更等のお手続きを行いたいというお客さまニーズにお応えするため、いつでも、どこでも、分かりやすい請求手続きを行っていただけるご契約者向けWebサービス「マイページ」の導入に向けた準備を進めました。



ご参考 マイページのお手続きのご案内

■ 資産運用の多様化・リスク管理の高度化

資産運用につきましては、保険金等の確実なお支払いのためALM^{*1}を基本としつつ、低金利環境下における安定的な運用収益の確保を目指し、リスク許容度の範囲で収益追求資産への投資を拡大しております。具体的には、円金利資産の運用に加え、海外クレジットや株式の自家運用、オルタナティブ投資^{*2}等を拡大するとともに、新たに米国社債の自家運用や海外不動産への投資を開始するなど、資産運用の多様化を着実に推進しております。この結果、総資産に占める収益追求資産の残高は13.8%になりました。

※1 ALMとは、Asset Liability Managementの略語で、資産負債の総合管理のことです。

※2 オルタナティブ投資とは、債券や上場株式などの相対的に歴史の長い金融商品（伝統的資産）以外の新しい投資対象や投資手法の総称です。

また、ゆうちょ銀行とともに設立した関連会社「JPインベストメント株式会社」を通じたオルタナティブ投資として、主に日本国内のバイアウト（事業再編等）案件やベンチャー企業等、新たな分野への投資を開始するなど、運用収益の安定確保に向けて取り組んでおります。

これらの資産運用の取り組みは、統合的リスク管理（ERM）^{*}の枠組みの下で行われており、財務の健全性の確保やリスク対比リターンの向上を図っております。また、資産運用の多様化・リスク管理の高度化を支える専門人材の確保・育成についても引き続き取り組んでおります。

※ ERMとは、Enterprise Risk Managementの略語で、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本などと比較・対照することによって、事業全体として行うリスク管理のことです。

■ その他の主な取り組み

当社は、資本政策の一環として2019年1月に劣後特約付無担保社債1,000億円を発行いたしました。本発行により、当社の財務基盤を一層強化するとともに、将来的な株主還元や持続的な利益成長のための投資等の施策に柔軟に対応することが可能となりました。

また、2018年12月、日本郵政株式会社は、アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険株式会社（以下「アフラック生命」といいます。）との間で、「資本関係に基づく戦略提携」に関する基本合意書を締結しております。

日本郵政グループとアフラック生命は、長年にわたり、がん保険の販売におけるビジネスパートナーとして信頼関係を築いてまいりました。この戦略提携も、当社を含む日本郵政グループ各社の企業価値向上に資することをその目的としており、当社としても、この戦略提携が当社グループ及びステークホルダー（利害関係者）の皆さまにとって、価値あるものとなるよう取り組んでまいります。

当社は、生命保険会社、上場会社及び機関投資家として、すべてのステークホルダー（利害関係者）に対して社会的責任を果たし、ESG*課題の解決に資するため、健康促進、環境保護、地域社会への貢献に取り組んでおります。

※ ESGとは、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance) の頭文字を合わせた言葉です。

当社は、健康促進への取り組みとして、ラジオ体操を通じた皆さまの健康づくりのサポートを積極的に推進しております。ラジオ体操は、1928年に、かんぽ生命の前身である逓信省簡易保険局により、昭和天皇の御即位の大礼を記念して制定されたものです。制定当時の日本は、平均寿命が非常に短命であったこともあり、ラジオ体操を通じて国民の体力増強を図っておりました。

超高齢社会となった現在も、当社がラジオ体操を通じた健康づくりの役割を受け継ぎ、NHK及びNPO法人ラジオ体操連盟と共同して、全国各地で、「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」といったラジオ体操のイベントを開催しております。

ご参考 ラジオ体操を通じた健康づくりの取り組み



第57回1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭ポスター
(2018年8月5日・岡山県倉敷市)



丸の内ラジオ体操の様子



ラジオ体操 90周年ロゴ

また、環境保護への取り組みとして、「ご契約のしおり・約款」のWeb閲覧をご利用いただいたお客さまの数に応じて、森林の育成に取り組む環境保護団体への寄付を2015年度より継続して行っております。

このほか、世界銀行のグリーンボンドや、国際協力機構（JICA）ソーシャルボンド等の購入

を通じたESG投資を進めるとともに、株式の運用においても、ESGの要素を考慮した投資を実施しております。

当社は、人材育成の強化として、すべての社員がモチベーション高く仕事に取り組み、社員が会社とともに成長し、自己実現できる職場環境の実現に向けて、以下のとおり各種施策に取り組んでおります。

働き方改革を全社的に展開し、働き方の見直しに取り組んできた結果、1月当たり平均残業時間は8.4時間（2018年4月～2019年3月）となり、働き方改革の取り組みを本格的に開始した2015年度以降、減少傾向が継続しております（2014年度比7.3時間の減少）。

ダイバーシティ（人材と働き方の多様性）の推進として、女性活躍推進では、女性管理職比率14%以上（2021年4月時点）の目標達成に向けて、女性社員のキャリア形成を支援する研修等の育成施策に取り組み、2019年4月1日時点の女性管理職比率は12.1%となっております*。障がい者雇用推進では、障がい者雇用促進リーダーを中心として、雇用事業所の拡大や定着支援に取り組み、2018年6月1日時点における障がい者雇用率は2.31%（法定雇用率2.2%）となっております。また、一般社団法人日本車いすテニス協会（JWTA）のトップパートナーとして、車いすテニスへの支援を通じたダイバーシティ社会の形成についても取り組んでおります。競技や選手を応援することで、車いすテニスを盛り上げる活動を支援するとともに、引き続き障がい者雇用の推進・定着支援に取り組んでまいります。

* 全国平均：9.5%（厚生労働省「平成29年度雇用均等基本調査（確報版）」に基づく企業規模5,000人以上における女性管理職割合）

今後も、多様な人材が安心して働きやすい環境を整え、社員一人ひとりの成長を促していくことで、企業価値の向上につなげてまいります。



車いすテニスプレーヤー
大谷桃子選手（当社所属）



全日本車いすテニス沖縄合宿の様子

当連結会計年度における連結損益の状況は、以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険料等収入 3 兆 9,599 億円（前年度比 6.5% 減）、資産運用収益 1 兆 2,044 億円（同 6.2% 減）、その他経常収益 2 兆 7,522 億円（同 13.2% 増）を合計した結果、7 兆 9,166 億円（同 0.5% 減）となりました。

経常費用は、保険金等支払金 6 兆 8,688 億円（同 0.3% 減）、資産運用費用 1,460 億円（同 37.6% 増）、事業費 5,198 億円（同 2.6% 減）、その他経常費用 1,170 億円（同 2.5% 増）等を合計した結果、7 兆 6,517 億円（同 0.1% 増）となりました。

この結果、経常利益は 2,648 億円（同 14.3% 減）となり、経常利益に特別損益を加減し、契約者配当準備金繰入額及び法人税等合計を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は 1,204 億円（同 15.3% 増）となりました。

ご参考 連結損益の状況

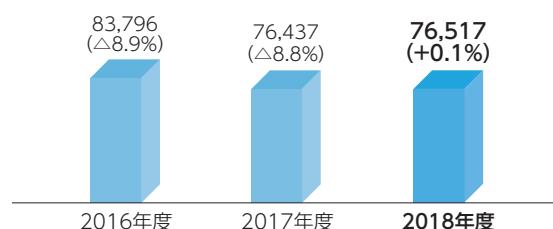
経常収益

(単位：億円)



経常費用

(単位：億円)



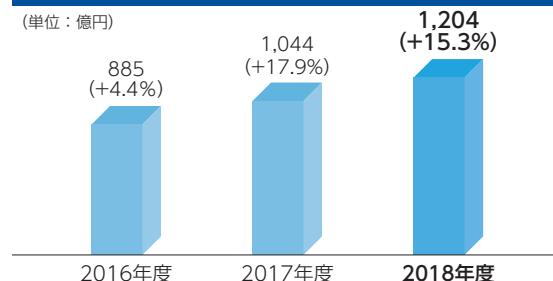
経常利益

(単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



※カッコ内の数値は前年度比

【対処すべき課題】

当事業年度からスタートした2018年度から2020年度までの中期経営計画の経営目標を達成し、将来にわたって持続的な成長を続けていくため、以下の戦略に取り組んでまいります。

■ 保障重視の販売の強化、募集品質の向上、新たな顧客層の開拓、新商品開発、営業基盤の整備

お客さま本位の営業活動の徹底により、お客さまのご意向に適切にお応えし、真にお客さまにご満足いただける商品・サービスを提供していくとともに、「保有契約の反転・成長」に道筋をつけることを最大の課題として、新契約の獲得と契約の継続（失効・解約の抑制）の両面での取り組みを強化してまいります。

保障重視の販売を強化・定着していくため、郵便局における渉外営業社員及び窓口社員の育成、お客さまの保障ニーズにお応えできる販売スキルの向上に一層注力してまいります。

具体的には、1局1局の郵便局における当社商品の営業態勢の課題を分析し、改善策の提案、実行支援を行うことで、郵便局の管理者・役職者のマネジメント力の強化を図ってまいります。また、従来から行っている営業社員向け研修について、「未加入者・青壮年層開拓」、「商品別の販売手法」などのテーマ毎に、社員一人ひとりの課題に応じた課題解決型研修や成功事例集の活用を継続していくことで、営業スキルの強化、成約率の向上を図ってまいります。

日本郵便株式会社と協力し、募集品質向上に向けた総合対策に引き続き取り組んでまいります。総合対策の一項目として、2019年4月以降、営業社員の業績評価や営業手当に契約継続の指標を反映させるほか、ご高齢のお客さまに対しては、ご契約時のご家族同席の徹底等により意向確認を更に強化するなど、更なる募集品質の向上につながる取り組みを強化してまいります。

新たな顧客層の開拓として、かんぽつながる安心活動やライフプラン相談会等を通じて、より多くのお客さまとお会いする機会を確保してまいります。加えて、ご家族登録制度や健康応援アプリ等の活用による既契約者のご家族をはじめとした未加入者・青壮年層へのアプローチ強化、法人営業による職域・インナー（日本郵政グループ内）募集の強化等を通じて、新たな顧客層の開拓を進め、新契約の獲得につなげてまいります。



ご参考 [かんぽつながる安心活動](#)



ご参考 [ライフプラン相談会のご案内](#)

新商品開発につきましては、2018年12月に認可を取得した引受基準緩和型商品及び先進医療特約の販売を2019年4月から開始しております。これらの商品を活用し、営業活動量及び成約率を高めることで、新契約の拡大につなげてまいります。また、引き続きお客さまの多様なニーズに適切にお応えできるよう、第三分野をはじめとした保障性商品の開発に向けて、更なる検討を進めてまいります。

支店・郵便局の営業社員が携行する新営業用携帯端末について、支店・郵便局において2019年4月から段階的に導入してまいります。この新営業用携帯端末では、新契約の申込み時の健康状態の告知を画面上で完了させることができるようになるほか、動画を使って当社の商品やサービスの内容を分かりやすく説明できるようになります。また、営業社員のスケジュール管理や、営業活動状況の記録をできるようにすることで、これまで以上に営業活動の効率化を図ってまいります。

■ ICT活用によるサービス向上・事務の効率化

情報通信技術（ICT）*の活用により、お客さまにご満足いただける、質の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

※ ICTとは、Information and Communication Technologyの略語で、情報・通信に関する技術の総称です。

具体的には、2018年10月から段階的に導入を開始した「保険手続きサポートシステム」について、現在は住所変更等の一部請求からスタートしておりますが、更なるお客さまサービスの向上に向けて、今後、死亡保険金や入院・手術保険金をはじめとした保険金請求等の領域にも順次展開していくほか、ユーザビリティ（使いやすさ）の向上を図ることで郵便局等における事務の効率化に取り組んでまいります。

また、新契約時の申込みにおいて、営業社員が携行する営業用携帯端末画面で告知を受けられるよう改善を行い、入力された告知内容を基に機械的に審査を行う「画面告知・自動査定システム」を順次導入し、お客さまの告知書への記載漏れ等の削減や、追加告知に係る負担を軽減いたします。

あわせて、RPA*の段階的導入を含む事務改善諸施策を2018年度に引き続き推進していくことで、バックオフィス事務の更なる効率化に取り組んでまいります。

※ RPAとは、Robotic Process Automationの略語で、ロボットによる業務の自動化のことです。

このほか、2019年4月に「ダイレクトサービス推進室」を設置し、各種請求の電話等によるダイレクト請求に関する検討を迅速かつ効率的に推進するとともに、同年4月に導入した「マイページ」についてもサービスの拡充に取り組むなど、更なるお客さまサービスの向上につなげてまいります。

■ 資産運用の多様化・リスク管理の高度化

資産運用については、低金利環境が当面継続することが見込まれることから、引き続き、収益追求資産への投資の拡大を行うとともに、それぞれの資産クラス内で投資対象の拡大や投資戦略の分散を進めるなど、中長期的な収益向上を目指し、資産運用の多様化を推進してまいります。

具体的には、海外クレジット等の自家運用の拡大や外国債運用における対象通貨の拡大、デリバティブ取引を活用した運用手法の多様化を進めるほか、プライベートエクイティ投資や不動産等のオルタナティブ投資^{*1}についても残高を積み増す予定としております。この結果、2020年度末における総資産に占める収益追求資産の残高は15%程度まで増加すると見込んでおります。

また、統合的リスク管理（ERM）^{*2}の枠組みの下、ALM^{*3}や資産運用の多様化及びこれらを支える専門人材強化の継続的な取り組みにより、低金利環境下においても安定的な収益を確保できる運用態勢を構築してまいります。

- ※1 オルタナティブ投資とは、債券や上場株式などの相対的に歴史の長い金融商品（伝統的資産）以外の新しい投資対象や投資手法の総称です。
- ※2 ERMとは、Enterprise Risk Managementの略語で、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本などと比較・対照することによって、事業全体として行うリスク管理のことです。
- ※3 ALMとは、Asset Liability Managementの略語で、資産負債の総合管理のことです。

■ その他の主な取り組み

当社は、日本郵政グループの一員として、日本郵政グループCSR^{*1}基本方針で掲げる主要テーマである「地域社会」・「地球環境」・「人」の3分野について、CSR重点課題を選定し、SDGs（持続可能な開発目標）^{*2}の各目標と連動した活動を積極的に推進してまいります。

- ※1 CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略語で、企業が事業活動等を通じて、自主的に社会に貢献する活動のことです。
- ※2 SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略語で、2015年9月に「貧困に終止符を打ち、持続可能な未来を追求する」ことを掲げて国連総会で採択された世界共通の目標です。2030年までに地球規模の課題を解決するべく、17のゴールと169のターゲットから構成されます。

2019年5月に、持続可能な社会の実現と長期的な投資成果の向上・リスク低減を目指し、ESG^{*}の諸要素を投資判断に組み込むこと等を定めた「ESG投資方針」を策定し、公表いたしました。同方針に基づき、資産運用面においても、ESG課題の解決に向けた取り組みを推進し、企業価値の持続的向上と社会の発展に積極的に貢献してまいります。

- ※ ESGとは、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせた言葉です。

また、2019年4月には、G20財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、金融安定理事会の下に設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同表明いたしました。本提言を踏まえ、当社は、気候変動が事業に与える影響についての分析を深め、更なる情報開示に取り組んでまいります。

当社は、保険金のお支払いをするという生命保険会社の本業に加えて、90年以上も前から病気を予防するためにラジオ体操の普及活動を行ってまいりました。

このラジオ体操の普及活動に加えて、2019年1月に、日々の歩数の記録管理やラジオ体操の曲が流せる等の機能を備えた健康応援アプリの提供を開始しておりますが、同年4月には、健診結果をカメラにかざすだけで簡単に健康年齢や健康度合いがチェックできる機能や健康レシピ、カロリーチェックといったお客さま一人ひとりの健康状態にあわせたメニューを追加しました。今後もラジオ体操の推進や健康応援アプリの提供などを通じて、健康寿命の延伸に向けたみなさまの健康づくりのサポート、地域コミュニティの活性化に貢献してまいります。

ご参考 健康応援アプリ（すこやかんぼ）



プレミアムメニュー
の主な機能

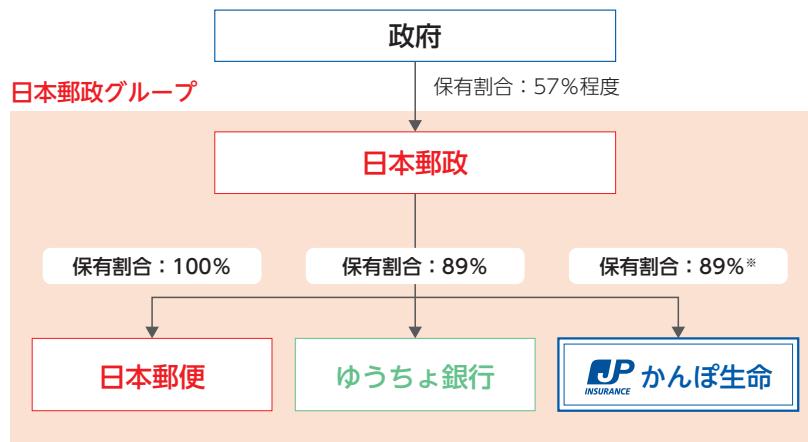
- 健康状態評価、運動記録
- カロリーチェック、食事レシピ
- 疫病リスクチェック など

これからも、働き方改革、ダイバーシティ（人材と働き方の多様性）等の取り組みの推進により、多様な人材が安心して働きやすい環境を整え、社員一人ひとりの成長を促していくことで、企業価値の向上につなげてまいります。

2019年4月、日本郵政株式会社による当社普通株式の第2次売出しが行われました。本売出しは、株式の段階的な処分による上乗せ規制の緩和を含む郵政民営化の着実な推進につながるとともに、当社株式の市場流動性を高めることで投資家のニーズに応えるものであります。また、当社は、本売出しと合わせて、資本効率の向上、株主還元の強化及び売出しによる株式需給への影響を緩和する観点から、約1,000億円の自己株式取得を実施いたしました。

当社普通株式の売出し及び自己株式取得によって、日本郵政株式会社による当社普通株式の保有割合は従来の約9割から6割台前半に低下しております。このような状況において、新商品開発の加速等を通じ、収益力及び経営基盤の強化、企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

ご参考 日本郵政グループの資本構成図（2019年3月31日時点）



※2019年4月の株式売出し及び自己株式の取得により、日本郵政の保有割合は6割台前半に低下

【当社の主要業績】

《契約高の状況》

個人保険は、年換算保険料ベースの新契約高が3,513億円（前年度比6.6%減）、保有契約高が3兆3,639億円（前年度末比0.1%減）となりました。また、保障額ベースの新契約高が5兆5,638億円（前年度比1.8%増）、保有契約高が53兆18億円（前年度末比1.2%増）となりました。

個人年金保険は、年換算保険料ベースの新契約高が1億円（前年度比35.2%減）、保有契約高が4,524億円（前年度末比7.9%減）となりました。また、年金原資及び責任準備金ベースの新契約高が19億円（前年度比34.2%減）、保有契約高が2兆3,294億円（前年度末比15.1%減）となりました。

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
個人保険（年換算保険料）				
新契約高	4,853	5,079	3,762	3,513
保有契約高（年度末）	28,635	32,079	33,673	33,639
個人年金保険（年換算保険料）				
新契約高	1,051	194	2	1
保有契約高（年度末）	6,560	5,693	4,911	4,524
個人保険（保障額）				
新契約高	71,684	78,474	54,641	55,638
減少契約高	19,212	21,557	32,024	49,217
保有契約高（年度末）	444,062	500,979	523,597	530,018
個人年金保険（年金原資及び責任準備金）				
新契約高	2,197	397	30	19
減少契約高	3,591	3,851	3,916	4,150
保有契約高（年度末）	34,764	31,311	27,425	23,294

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険契約は含んでおりません。なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険の状況につきましては、以下に参考として記載しております。
 3 個人年金保険における「年金原資」とは、年金支払開始前契約における将来支払う年金の総額を年金支払開始時点の価額に換算したものです。
 4 個人年金保険における「責任準備金」とは、年金支払開始後契約における将来の年金等の支払いに備えて積み立てている準備金です。
 5 当社は、団体保険及び団体年金保険を取り扱っておりません。

〈参考〉独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から受再している簡易生命保険の状況

(単位：億円)

	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末 (当期)
保険（保険金額）	461,145	386,054	330,772	291,431
年金保険（年金額）	9,321	7,991	6,828	5,909

(注) 記載金額は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構での公表基準で計上しており、単位未満を四捨五入して表示しております。

《責任準備金の状況》

(単位：億円)

	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末 (当期)
責任準備金	723,625	701,752	677,772	650,605
うち危険準備金	23,748	22,540	21,143	19,627

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 当期末における責任準備金のうち、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除きます。）は35兆5,660億円、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金は1兆4,914億円です。

《基礎利益等の指標》

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
基礎利益	4,642	3,900	3,861	3,771
実質純資産額（年度末）	146,430	127,574	128,998	135,319
ソルベンシー・マージン比率（年度末）	1,568.1%	1,289.1%	1,130.5%	1,188.0%
連結実質純資産額（年度末）	146,495	127,631	129,048	135,357
連結ソルベンシー・マージン比率（年度末）	1,570.3%	1,290.6%	1,131.8%	1,189.8%

(注) 1 基礎利益、実質純資産額及び連結実質純資産額の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 ソルベンシー・マージン比率及び連結ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

(2) 企業集団及び保険会社の財産及び損益の状況の推移

イ. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
経常収益	9,605,743	8,659,444	7,952,951	7,916,655
経常利益	411,504	279,755	309,233	264,870
親会社株主に帰属する当期純利益	84,897	88,596	104,487	120,480
包括利益	△68,218	4,342	185,868	172,795
純資産額	1,882,982	1,853,203	2,003,126	2,135,137
総資産	81,545,182	80,336,760	76,831,261	73,905,017

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 保険会社の財産及び損益の状況の推移

区分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
年度 末 契 約 高	個人保険	444,062	500,979	523,597	530,018
	個人年金保険	34,764	31,311	27,425	23,294
	団体保険	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—
	その他の保険	1	1	1	1
		百万円	百万円	百万円	百万円
保険料等収入		5,413,862	5,041,868	4,236,461	3,959,928
資産運用収益		1,354,966	1,367,937	1,284,529	1,204,428
保険金等支払金		8,550,474	7,550,323	6,890,020	6,868,893
経常利益		413,023	279,347	308,845	265,143
契約者配当準備金繰入額		178,004	152,679	117,792	111,806
当期純利益		86,338	88,520	104,309	120,958
総資産		81,543,623	80,336,414	76,832,508	73,904,576
1株当たり当期純利益		143円90銭	147円58銭	173円91銭	201円66銭

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益の記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。
- 2 年度末契約高は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険契約を含んでおりません。なお、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険の状況につきましては、1(1)【当社の主要業績】における〈参考〉で記載しております。
- 3 個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時点における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。
- 4 当社は、団体保険及び団体年金保険を取り扱っておりません。
- 5 その他の保険は財形保険及び財形年金保険であり、その保有契約高は、財形保険にあつては責任準備金額、財形年金保険にあつては年金支払開始前契約の年金支払開始時点における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。
- 6 当社は、2015年8月1日付けで普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。2015年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
- 7 当社は、2016年度より株式給付信託（BBT）を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 企業集団の主要な事務所の状況

部門名	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
保険事業及び 保険関連事業	当社	本社	東京都千代田区	2006年9月1日
情報システム 関連事業	かんぽシステムソリュ ーションズ株式会社	本社	東京都品川区	2011年10月3日

- (注) 1 設置年月日は、保険事業及び保険関連事業については当社の設立年月日を、情報システム関連事業についてはかんぽシステムソリューションズ株式会社を子会社化した日を記載しております。
- 2 当社は、2018年11月12日付けで本社所在地を「東京都千代田区霞が関一丁目3番2号」から「東京都千代田区大手町二丁目3番1号」へ変更しております。

【当社の支店等及び代理店の状況】

(単位：箇所、店)

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
エリア本部	13	13	—
支店	82	82	—
代理店	581	561	△20
日本郵便株式会社	1	1	—
簡易郵便局	580	560	△20

- (注) 1 日本郵便株式会社における当社の保険募集の取扱いを行う事務所（郵便局）数は、当期末現在で20,035郵便局（前期末比：△12）です。このほか、東日本大震災により、36郵便局が一時的に閉鎖しております。

- 2 簡易郵便局の数は、当社の保険募集の取扱いを行う募集代理店としての簡易郵便局の数です。また、当社の代理店である日本郵便株式会社に対してお客さまを紹介する業務を行う簡易郵便局受託者（紹介代理店）の数は、当期末現在で2,446簡易郵便局（前期末比：△2）です。このほか、東日本大震災により、紹介代理店のうち1簡易郵便局が一時的に閉鎖しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

(単位：名)

部門名	前期末	当期末	当期増減 (△)
保険事業及び保険関連事業	7,490	7,617	127
情報システム関連事業	622	652	30
計	8,112	8,269	157

(注) 使用人数は、就業人員数（当企業集団外の他社からの出向者を含め、当企業集団外の他社への出向者を除きます。）であり、臨時雇用（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含みます。）を含んでおりません。

【当社の使用人の状況】

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	6,342	6,463	121	39.0	14.7	356
営業職員	1,148	1,154	6	38.9		

- (注) 1 使用人数は、就業人員数（他社からの出向者を含め、他社への出向者を除きます。）であり、臨時雇用（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含みます。）を含んでおりません。
 2 平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁及び日本郵政公社から通算した勤続年数です。
 3 平均年齢及び平均勤続年数は、当期末現在の満年齢及び満勤続年数の平均であり、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。
 4 平均給与月額は、2019年3月現在の基準内給与であり、時間外手当及び賞与を含んでおりません。また、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 企業集団の資金調達状況

当社（保険事業及び保険関連事業）において、2019年1月に国内公募により第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の発行（総額1,000億円）をいたしました。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

部門名	金額
保険事業及び保険関連事業	56,443
情報システム関連事業	343

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

- ・当連結会計年度における重要な設備の新設、拡充、改修

(単位：百万円)

部門名	内容	金額
保険事業及び保険関連事業	次期オープン系システムの構築	21,124
保険事業及び保険関連事業	本社機能移転	11,295

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- ・当連結会計年度における重要な設備の処分、除却
該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金 百万円	親会社が有する 当社の 議決権比率 %	その他
日本郵政株式会社	東京都千代田区	グループの経営戦略策定	2006年 1月23日	3,500,000	89.00	

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位まで表示しております。なお、2018年度末の経過後である2019年4月、日本郵政株式会社による当社普通株式の第2次売出し及び当社による自己株式取得が実施され、親会社が有する当社の議決権比率に変動が生じています。

□. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
かんぽシステムソリューションズ株式会社	東京都品川区	情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託	1985年 3月8日	500	100	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

【取締役】

(2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
植平 光彦	取締役	日本郵政株式会社 取締役	
堀金 正章	取締役		
定行 恭宏	取締役 監査委員		
長門 正真	取締役 指名委員長、報酬委員	日本郵政株式会社 取締役 兼代表執行役社長 日本郵便株式会社 取締役 株式会社ゆうちょ銀行 取締役	
服部 真二	取締役 (社外役員) 指名委員、報酬委員	セイコーホールディングス株式会社 代表取締役会長兼グループCEO セイコーウオッチ株式会社 代表取締役会長兼CEO	

(2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 雅子	取締役 (社外役員) 監査委員	株式会社ベネフィット・ワン 取締役副社長執行役員 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア 代表取締役社長	
斎藤 保	取締役 (社外役員) 報酬委員長	株式会社IHI 代表取締役会長 沖電気工業株式会社 社外取締役	
尾崎 道明	取締役 (社外役員) 監査委員長	弁護士 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 特別顧問 東日本高速道路株式会社 社外監査役	(注) 1
原 芽由美	取締役 (社外役員) 監査委員	株式会社アイスタイル 取締役 株式会社ISパートナーズ 代表取締役社長 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役	
小室 淑恵	取締役 (社外役員)	株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長	
原田 一之	取締役 (社外役員) 指名委員	京浜急行電鉄株式会社 代表取締役社長 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役	

- (注) 1 取締役 尾崎道明氏は、弁護士として企業法務等に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 2 監査の実効性確保の目的から、取締役 定行恭宏氏を常勤監査委員に選定しております。
- 3 取締役 服部真二、鈴木雅子、斎藤保、尾崎道明、原芽由美、小室淑恵及び原田一之の7氏は、社外取締役であります。
- 4 取締役 服部真二、鈴木雅子、斎藤保、尾崎道明、原芽由美及び原田一之の6氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
- 5 2018年6月18日開催の定時株主総会において、原田一之氏が取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。また、同氏は同日開催の取締役会において、指名委員に選定され、同日付で就任いたしました。
- 6 取締役 斎藤保氏は、2018年6月22日付で、沖電気工業株式会社社外取締役に就任いたしました。

【執行役】

(2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
植平 光彦	代表執行役社長	日本郵政株式会社 取締役	
堀金 正章	代表執行役副社長 社長補佐、秘書部、主計部、運用審査部		
堀家 吉人	専務執行役 コンプライアンス統括部、募集管理統括部、お客さまサービス統括部		
井戸 良彦	専務執行役 営業推進部、営業指導育成部、法人営業開発部担当執行役補佐		(注) 4
井上 義夫	常務執行役 内部監査部		(注) 4
長相 博	常務執行役 総務部、エリア本部、営業推進部担当執行役補佐		(注) 4
立花 淳	常務執行役 運用企画部、市場運用部、運用開発部		
安藤 伸次	常務執行役 文書法務部、資金会計部、融資部		(注) 4
加藤 進康	常務執行役 経営企画部、デジタルサービス推進部、広報部、人事部担当執行役補佐	日本郵政株式会社 常務執行役 かんぽシステムソリューションズ株式会社 取締役	
廣中 恭明	常務執行役 システム管理部、システム企画部、デジタルサービス推進部担当執行役補佐(デジタル化推進担当)、事務企画部担当執行役補佐、新契約部担当執行役補佐、契約サービス部担当執行役補佐、支払部担当執行役補佐、保険金部担当執行役補佐	かんぽシステムソリューションズ株式会社 取締役	
奈良 知明	常務執行役 リスク管理統括部、人事部、人材開発部		

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

(2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
内木場 信篤	常務執行役 事務企画部、商品開発部、新契約部 担当執行役補佐		
鈴川 泰三	常務執行役 新契約部、契約サービス部、支払 部、保険金部、事務企画部担当執行 役補佐		
宮西 嘉樹	常務執行役 営業企画部、法人営業開発部		
松田 紀子	常務執行役 人事部担当執行役補佐（働き方改革 推進担当）		
小野木 喜恵子	執行役 人事部担当執行役補佐、事務企画部 担当執行役補佐、新契約部担当執行 役補佐、契約サービス部担当執行役 補佐、支払部担当執行役補佐、保険 金部担当執行役補佐、仙台事務サー ビスセンター長		
大西 徹	執行役 近畿エリア本部長		
阪本 秀一	執行役 営業推進部担当執行役補佐、営業推 進部長		
古家 潤子	執行役 保険計理人		
横山 政道	執行役 システム管理部担当執行役補佐、シ ステム企画部担当執行役補佐	かんぼシステムソリュー ションズ株式会社 取締役	
田中 元則	執行役 東海エリア本部長		
羽柴 正人	執行役 関東エリア本部長		(注) 4
飯田 隆士	執行役 九州エリア本部長		

(2019年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
藤井 慎介	執行役 内部監査部担当執行役補佐、内部監査部長		
藤森 敬裕	執行役 事務企画部担当執行役補佐、事務企画部長		
齋藤 肇	執行役 東京エリア本部長		

- (注) 1 代表執行役社長 植平光彦及び代表執行役副社長 堀金正章の両氏は、取締役を兼務しております。
- 2 2018年3月26日開催の取締役会において、宮西嘉樹、藤井慎介、藤森敬裕及び齋藤肇の4氏が執行役に新たに選任され、同年4月1日付けで就任いたしました。また、宮西嘉樹氏は同取締役会において常務執行役に選定され、同年4月1日付けで就任いたしました。
- 3 2018年6月18日開催の取締役会において、松田紀子氏が執行役に新たに選任され、同日付けで就任いたしました。また、同氏は同取締役会において常務執行役に選定され、同日付けで就任いたしました。
- 4 井戸良彦、井上義夫、長相博、安藤伸次及び羽柴正人の5氏は、2019年3月31日付けで執行役を辞任いたしました。
- 5 当期末以降における執行役に関する重要な事項は以下のとおりです。
- (1) 2019年3月22日開催の取締役会において、千田哲也、宮本進、室隆志、春名貴之及び久米毅の5氏が執行役に新たに選任され、同年4月1日付けで就任いたしました。
- (2) 2019年3月22日開催の取締役会において、役付執行役を選定し、次のとおり変更いたしました。

氏名	地位(変更前)	地位(変更後)	異動年月日
千田 哲也	(新任)	代表執行役副社長	2019年4月1日
小野木 喜恵子	執行役	常務執行役	2019年4月1日
古家 潤子	執行役	常務執行役	2019年4月1日
田中 元則	執行役	常務執行役	2019年4月1日

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	10名	82 (うち報酬以外：—)
執行役	26名	693 (うち報酬以外：—)
計	36名	776 (うち報酬以外：—)

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 当社は、当社又は当社の親会社等の執行役を兼務する取締役に対して取締役としての報酬等を支給していないため、取締役の支給人数に当社又は当社の親会社等の執行役を兼務する取締役3名を含んでおりません。
 3 支給人数及び報酬等には、当期中に退任した取締役2名及び当期末に辞任した執行役5名に係る報酬等を含んでおります。
 4 執行役の報酬等には、株式報酬として当年度に費用計上した額（81百万円）を含んでおります。

【各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項】

当社は、取締役及び執行役の経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、報酬委員会で「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり決議しております。

「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮して相応な程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一

定水準の基本報酬（確定金額報酬）及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮して相応な程度とする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式及び一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
定行 恭宏	会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
長門 正真	
服部 真二	
鈴木 雅子	
斎藤 保	
尾崎 道明	会社法第423条第1項に定める責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。
原 芽由美	
小室 淑恵	
原田 一之	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2019年3月31日現在)

氏名	兼職その他の状況
服部 真二	セイコーホールディングス株式会社 代表取締役会長兼グループCEO セイコーウォッチ株式会社 代表取締役会長兼CEO 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。

(2019年3月31日現在)

氏名	兼職その他の状況
鈴木 雅子	株式会社ベネフィット・ワン 取締役副社長執行役員 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア 代表取締役社長 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。
斎藤 保	株式会社IHI 代表取締役会長 沖電気工業株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。
尾崎 道明	東日本高速道路株式会社 社外監査役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。
原 芽由美	株式会社アイスタイル 取締役 株式会社ISパートナーズ 代表取締役社長 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 〈当社と各法人等との取引その他の関係〉 当社は株式会社ワーク・ライフバランスとの間にコンサルティング契約等の取引関係があります。
原田 一之	京浜急行電鉄株式会社 代表取締役社長 日本空港ビルデング株式会社 社外取締役 〈当社と各法人等の取引その他の関係〉記載すべき事項はありません。

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
服部 真二	4年9カ月	取締役会 当期13回開催のうち11回に出席 指名委員会 当期3回開催のうち2回に出席 報酬委員会 当期4回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
鈴木 雅子	2年9カ月	取締役会 当期13回開催のすべてに出席 監査委員会 当期16回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
斎藤 保	1年9カ月	取締役会 当期13回開催のすべてに出席 報酬委員会 当期4回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
尾崎 道明	1年9カ月	取締役会 当期13回開催のすべてに出席 監査委員会 当期16回開催のすべてに出席	弁護士としての専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
原 芽由美	1年9カ月	取締役会 当期13回開催のすべてに出席 監査委員会 当期16回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
小室 淑恵	1年9カ月	取締役会 当期13回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。
原田 一之	9カ月	取締役会 就任後の当期10回開催のすべてに出席 指名委員会 就任後の当期2回開催のすべてに出席	経営の専門的見地から議案、報告事項等につき、必要な発言を適宜行いました。

(注) 在任期間は、当期末までの期間であり、1カ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	9名	54 (うち報酬以外：—)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 2,400,000千株
発行済株式の総数 600,000千株

(2) 当年度末株主数 160,437名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本郵政株式会社	534,000 ^{千株}	89.00 [%]
THE BANK OF NEW YORK-JASDECNON - TREATY ACCOUNT	4,483	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,585	0.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,579	0.60
かんぽ生命保険社員持株会	2,252	0.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,787	0.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,460	0.24
JP MORGAN CHASE BANK 385151	993	0.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	970	0.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	913	0.15

- (注) 1 持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入し小数点第2位まで表示しております。
3 2018年度末の経過後である2019年4月、日本郵政株式会社による当社普通株式の第2次売出し及び当社による自己株式取得が実施され、持株数等及び持株比率に変動が生じています。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定により、自己株式を消却することを決議いたしました。

- | | |
|--------------|--------------|
| ・消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・消却する株式の数 | 37,400,000株 |
| ・消却予定日 | 2019年5月31日 |
| ・消却後の発行済株式総数 | 562,600,000株 |

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の 新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 秋山 範之 指定有限責任社員 富山 貴広	163	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である会計・財務・内部統制等に関連するアドバイザリー業務等を委託し対価を支払っております。

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 会社法に基づく監査に対する報酬の額及び金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を明確に区分した監査契約を会計監査人と締結していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。
 3 当社及び子法人等が、会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、186百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

監査委員会は、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を次のとおり決議しております。

「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、かつ、当社の会計監査に支障があると判断したときは、会計監査人を解任する。

また、監査委員会は、会計監査人の職務の遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役会におきまして、業務の適正を確保するための体制の構築に係る基本方針として、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を以下のとおり決議しております。

「内部統制システムの構築に係る基本方針」

- 1 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 経営理念、経営方針等を定めるとともに、日本郵政株式会社が定めるグループの行動憲章に従い、執行役及び使用人が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
 - (2) コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (3) 企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、執行役及び使用人が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
 - (4) コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の内部管理態勢の充実・強化に関する事項を協議するとともに、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。
 - (5) 反社会的勢力対応規程等において組織としての対応を定めるとともに、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら不当要求等には毅然と対応するなど、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
 - (6) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、監査委員会及び会計監査人に報告する。

- (7) コンプライアンス違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき執行役及び使用人に周知する。
- (8) 内部監査規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施するとともに、内部監査の実施状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

2 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営会議規程及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本方針及び各種リスク管理規程等を定め、執行役及び使用人に対しリスク管理についての基本原則、管理態勢、管理方法等の基本的事項を提示し、当該基本方針等に基づきリスク管理を実施する。
- (2) リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項を協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理規程を定め、危機管理態勢を整備する。

4 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- (2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任並びに稟議手続等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

5 当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との間で日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前協議又は報告を行う。
- (2) 子会社の管理に関する規程を定め、以下のとおり、子会社の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
 - ① 子会社に対し、グループ経営の根幹となる日本郵政グループ協定等による措置を講じさせる。

- ② 子会社に対し、経営分析、業務に関する指導、リスク管理、コンプライアンスに関する指導、監査等を行う。
 - ③ 子会社による経営方針、経営計画等の重要事項の策定等を当社への事前承認事項とする。
 - ④ 子会社による当局への申請事項、月次の業績、外部監査の結果等を当社への報告事項とする。
- (3) グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ会社との取引については、アームズ・レングス・ルールに則った適正な取引を確保する。
- 6 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- 7 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会事務局の使用人は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとする。また、監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 8 当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- (1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に当社及び子会社の内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
 - (2) 執行役及び使用人は、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
 - (3) 内部監査を所管する執行役は、当社及び子会社の内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について速やかに監査委員に報告する。
 - (4) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、当社及び子会社の業務執行に関する事項を報告する。
 - (5) 執行役及び使用人は、内部通報等により発覚した当社及び子会社の重大なコンプライアンス違反（そのおそれのある事案を含む。）行為について、速やかに監査委員に報告する。
 - (6) 監査委員会への報告又は内部通報を行った者に対し、当該報告又は内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- 9 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職

務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。

10 その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表執行役社長は、経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- (3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、運用しております。2018年度においても、当社の内部統制システムが、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき適切に整備され運用されていたことを確認しております。その概要は以下のとおりです。

- (1) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」という経営理念の実現に向け、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」及び「消費者志向自主宣言」を公表し、徹底したお客さま第一の業務運営に努める旨を内外に広く発信しております。
 - ・ コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告しております。
 - ・ 職場におけるコンプライアンス研修等を継続的、重層的に実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。
- (2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 経営会議規程・文書管理規程等において、経営会議議事録・稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る文書の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を行っております。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理を統括する部署として、リスク管理統括部を設置し、リスク管理委員会において、リスク管理に関する協議・報告を行うとともに、リスク管理統括部担当執行役がリスク管理に関する重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告しております。
 - ・ 危機管理委員会の設置による対応等、地震や豪雨等の災害に適時・適切に対応するとと

もに、首都直下型地震を想定して、かんぽ総合情報システムの切替訓練や危機管理委員会、業務機能緊急対策本部及び本社代替本部における情報連携訓練を行っております。

- (4) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 原則として毎週経営会議を開催し、協議・報告を行っております。
 - ・ 経営会議の諮問機関として、9つの専門委員会を設置し、各担当執行役の専決事項のうち部門横断的な課題等について協議を行っております。
- (5) 当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 日本郵政グループ協定等に基づき、日本郵政株式会社との間で事前協議及び報告を行っております。
 - ・ 子会社等経営管理規程を定め、子会社と締結した経営管理契約に基づき、当社へ事前承認及び報告を行う事項を定め、子会社の業務運営を適切に管理する態勢を整備しております。
- (6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査委員会事務局を設置し、独立性を有する専属の使用人を配置しております。
 - ・ 監査委員会決議により、監査委員会監査基準を定め、実効性を確保するための体制を規定しております。また、監査委員会への報告体制を整備し、内部統制担当執行役が定期的に業務執行状況を報告するとともに、重要事項については速やかに監査委員に報告しております。
 - ・ 監査委員会は、経営上の重要事項について、代表執行役社長と定期的に意見交換を行っているほか、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり利益を害さないように留意した事項

当社が、親会社である日本郵政株式会社その他の日本郵政グループに属する会社との間で行う取引については、保険業法に基づき、アームズ・レングス・ルール（保険会社は、親会社及びその子会社等の一定の関係者との間で、通常と著しく異なる条件での取引等を行ってはならないこととされており、この定めを「アームズ・レングス・ルール」といいます。）に則って公正に行っております。

ロ. 当該取引が利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

グループ内取引の適正性を確保するため、当社で行うすべての取引に対し、取引前に取引部署においてグループ内取引に該当するか否かの確認を行い、日本郵政グループに属する会社と取引を行う場合には、当該取引の適正性が確保されているかを、グループ内取引の必要性、取引条件の適正性等の観点で既定のチェックリストに基づき事前に点検するとともに、専門部署（文書法務部）において点検内容の適正性を確認しております。また、取引実施後においても、総括部署（経営企画部）が事後点検を実施しております。さらに、グループ内取引に係る取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場合及び既存の重要な取引の取引条件を変更する場合は、社外取締役を含む取締役会で決議する態勢を整備しております。このように、取締役会は、当社のアームズ・レングス・ルールのチェック態勢が適切に運営されていることをもって、日本郵政株式会社との取引の適正性が確保されていることを確認しております。

ハ. ロの取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

【剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけるとともに、経営の健全性を確保しつつ、安定的な株主への利益還元を行っております。

具体的には、今後の利益見通し、財務の健全性を考慮しつつ、1株当たり配当金の安定的な増加を目指してまいります。

なお、内部留保資金につきましては、経営環境の変化に対応し、将来に向けた安定的な企業成長を実現するために活用してまいります。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。2018年度の期末配当につきましては、2019年5月15日の取締役会決議に基づき、1株当たり68円の普通配当に加え、2018年度の業績を踏まえ、1株当たり4円の特別配当を実施いたします。これにより、1株当たり配当金は72円となります。

当社はこれまで年1回の期末配当を実施してまいりましたが、2019年度から、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させることを目的として、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことといたします。なお、当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

【ご参考】

「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」

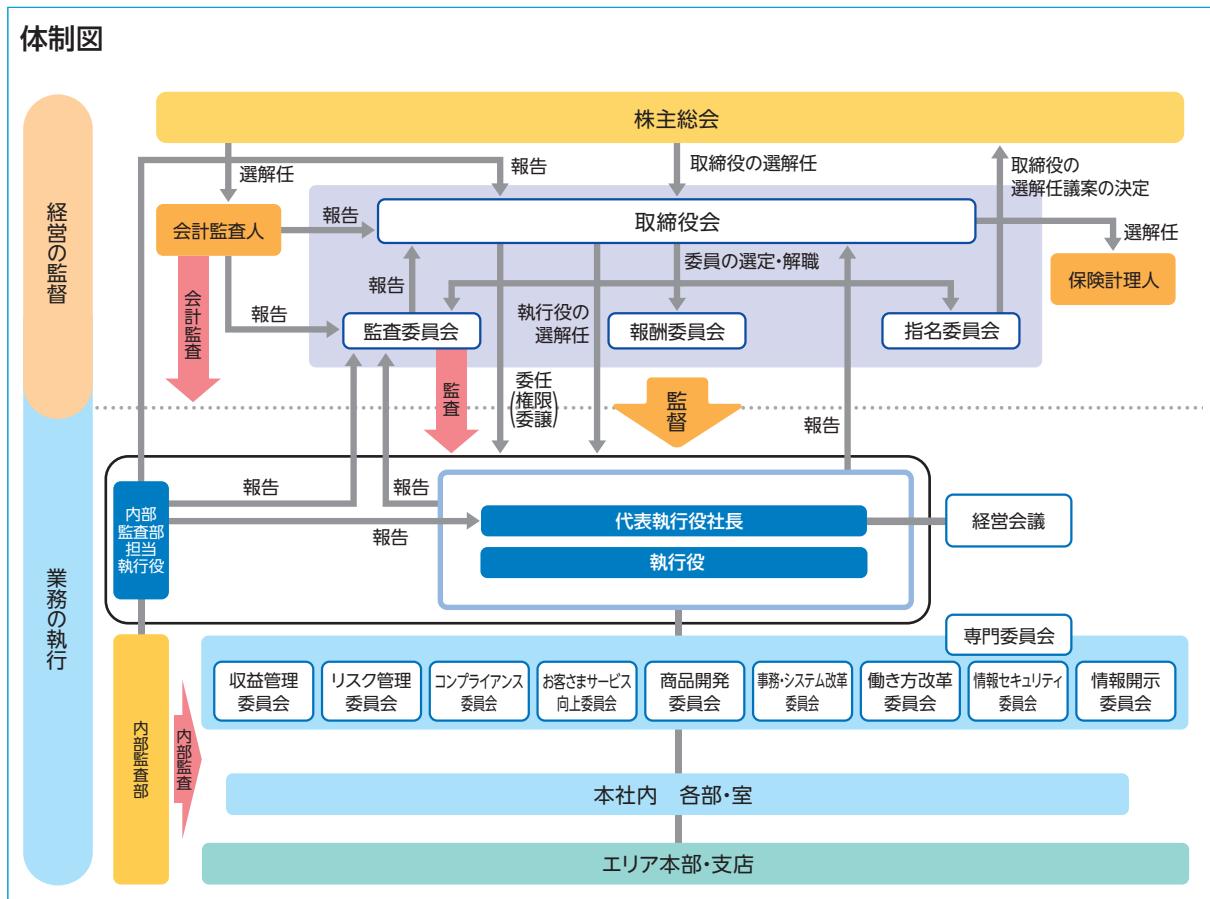
当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本として当社グループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

1. 郵便局ネットワークを通じて生命保険サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
2. 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が実質的に確保されるよう配慮してまいります。
3. お客さま、株主さまを含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
4. 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督のもと、迅速・果断に意思決定・業務執行を行ってまいります。

(コーポレートガバナンスに関する体制図は次頁のとおりです。)

【ご参考】

体制図



お客さま本位の業務運営に関する基本方針

私たちかんぽ生命保険は、「いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。」との経営理念のもと、全国津々浦々の郵便局を通じて簡易で小口な生命保険をご提供しています。「全国津々浦々にいらっしゃるお客さまに保険という安心をお届けし、お客さま一人ひとりの人生を保険の力で守り続け、これからの地域社会を支えていく」ために、お客さまからの信用と信頼をいただけるよう日々努力を継続していくことが、今までも、そしてこれからもかんぽ生命保険の使命であり、「お客さま本位の業務運営」の実現につながるものと考えています。

私たちかんぽ生命保険は、「お客さま本位の業務運営」を実現するための基本方針をここに定めます。

1 経営トップのコミットメント

- ・経営理念等に、お客さまに寄り添い、一人ひとりの人生を守り続けていくために全社一丸となって歩んでいくことを掲げ、その実現に向けて取り組みます。
- ・多岐に渡るお客さまの声という貴重な財産を活かし、お客さま満足の向上に取り組み続けるというメッセージを経営トップから社内外に向けて広く発信します。
- ・お客さまの声を一元的に集約の上、分析、検討を行い、経営陣のリーダーシップのもと改善を継続します。
- ・事業パートナーである日本郵便株式会社と協働して、お客さま本位の業務運営の実践に向けた取組みを推進します。
- ・お客さま本位の社員育成に努め、お客さまとともに成長する保険会社にします。

2 「お客さま本位の業務運営」に関する企業文化の醸成等

- ・「お客さま第一」などかんぽ生命保険の一員としての心構えを説いた「行動指針」を制定し、規範として仕事に取り組みます。
- ・お客さまにとっての新しい利便性を常に創造し、質の高いサービスの提供を追求し続け、お客さまにとって最善の利益を図る体制を整えます。
- ・「心のこもったサービス」運動を実施し、お客さまの声をもとにしたサービス改善や、好事例の展開等を通じて、お客さま本位の意識の醸成を図ります。
- ・責任ある機関投資家として、企業の持続的成長に向けた投資と対話を行うことにより、日本経済全体の成長に貢献します。

3 お客さまのご意向等に基づく適切な商品提案の実施等

- ・お客さまのご意向やライフプラン等に基づく適切な商品提案を行うとともに、お客さまに十分ご納得いただき、真にご満足いただける契約を販売していきます。
- ・特にご高齢のお客さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明するとともに、ご高齢のお客さまのご家族も含め十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にご家族にもご同席いただくなど、きめ細やかな対応を行います。

【ご参考】

- ・お客様の利益を害することのないよう、お客さまとの取引に伴う利益相反の管理を徹底します。
 - ・お客さまから頂戴する保険料や、日本郵便株式会社に支払う委託手数料については、お客さまに提供する商品・サービスの内容に合致した合理的な水準を設定します。
- 4 お客さまへの情報提供の充実・双方向の情報交換**
- ・「ご契約内容のお知らせ」の郵送や「かんぽつながる安心活動」などを通じて、ご契約後も、保障内容等について継続的にご理解いただけるよう取り組みます。
 - ・お客さまの生活や暮らしに役立つ情報やサービスを、広くご提供するとともに、直接お客さまの声を聞く仕組みや双方向の情報交換をさらに充実させます。
- 5 お客さまへの簡易・迅速・正確な保険金等のお支払等**
- ・お客さまにお約束した保険金等を簡易・迅速・正確にお支払いするため、最高水準の保険金等支払管理態勢の整備に向けて取り組みます。
 - ・保険契約の引受、契約の保全についても、簡易・迅速・正確にお手続きいただけるよう、先端技術の導入、事務手続の簡素化に取り組みます。
- 6 人材育成・業績評価**
- ・人材育成方針として、企業の社会的責任を自覚し、お客さま本位の人材を育成することを掲げ、人材育成や業績評価を通じて、社員に対し「お客さま本位の業務運営」を追求する適切な動機づけを行います。
 - ・社員の評価項目の一つとして「お客さま満足度の向上」を掲げ、「お客さま本位の業務運営」の実現に貢献する社員を評価します。
- 7 取組状況の確認等**
- ・お客さま本位の業務運営の定着度合いを確認・評価するための指標（以下「評価指標」といいます。）を設定します。
 - ・この方針に基づく取組状況および評価指標の状況を定期的に確認し、その結果について公表します。
 - ・この方針は、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえ、よりよい業務運営を実現するため、定期的に見直しを行います。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	917,708	保険契約準備金	67,093,751
コーポレートローン	150,000	支払準備金	519,568
債券貸借取引支払保証金	2,792,202	責任準備金	65,060,549
買入金銭債権	354,958	契約者配当準備金	1,513,634
金銭の信託	2,787,555	再保険借	6,470
有価証券	58,451,581	社債	100,000
貸付金	6,786,074	債券貸借取引受入担保金	3,422,810
有形固定資産	108,422	その他負債	183,889
土地	48,008	退職給付に係る負債	65,262
建物	43,246	役員株式給付引当金	203
リース資産	2,313	価格変動準備金	897,492
建設仮勘定	25	負債の部合計	71,769,880
その他の有形固定資産	14,827	(純資産の部)	
無形固定資産	153,271	資本金	500,000
ソフトウェア	153,252	資本剰余金	500,044
その他の無形固定資産	18	利益剰余金	675,526
代理店貸	21,960	自己株式	△450
再保険貸	3,872	株主資本合計	1,675,120
その他資産	355,776	その他有価証券評価差額金	456,694
繰延税金資産	1,022,091	繰延ヘッジ損益	33
貸倒引当金	△459	退職給付に係る調整累計額	3,289
		その他の包括利益累計額合計	460,017
		純資産の部合計	2,135,137
資産の部合計	73,905,017	負債及び純資産の部合計	73,905,017

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経	保	7,916,655
保	利	3,959,928
資	金	1,204,428
	有	1,085,969
	荷	78,902
	そ	38,981
	そ	395
	支	14
	責	165
	そ	2,752,298
	支	28,628
	責	2,716,748
	そ	6,921
経	保	7,651,785
保	保	6,868,893
資	年	5,489,510
	給	400,623
	解	87,452
	再	645,211
	契	222,902
	約	23,193
	支	7
	有	7
	金	146,005
	為	1,064
	そ	62,255
	事	4,762
	特	73,381
	特	1,124
	固	3,417
	減	519,840
		117,038
		264,870
		19,251
		19,251
		1,709
		620
		1,088
		111,806
		170,605
		139,586
		△89,461
		50,125
		120,480
		-
		120,480

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	500,044	595,846	△466	1,595,424
当期変動額					
剰余金の配当			△40,800		△40,800
親会社株主に帰属する 当期純利益			120,480		120,480
自己株式の処分				15	15
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	79,680	15	79,695
当期末残高	500,000	500,044	675,526	△450	1,675,120

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	403,913	32	3,755	407,701	2,003,126
当期変動額					
剰余金の配当					△40,800
親会社株主に帰属する 当期純利益					120,480
自己株式の処分					15
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	52,780	0	△466	52,315	52,315
当期変動額合計	52,780	0	△466	52,315	132,011
当期末残高	456,694	33	3,289	460,017	2,135,137

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
現金及び預貯金	911,343	保険契約準備金	67,093,751
現預金	861	支払準備金	519,568
預貯金	910,481	責任準備金	65,060,549
コ－ル口－ン	150,000	契約者配当準備金	1,513,634
債券貸借取引支払保証金	2,792,202	再保険	6,470
買入金銭債権	354,958	社の他負債	100,000
有価証券	2,787,555	債券貸借取引受入担保金	3,422,810
国債	58,452,565	未払法人税等	44,161
地方債	38,041,414	未払金	16,615
社債	7,524,415	未払費用	33,226
株式	5,562,928	預り金	2,483
外国証券	206,568	機構預り金	43,948
その他の証券	5,284,936	預り保証金	73
貸付金	1,832,301	金融派生商品	15,228
保険約款貸付金	6,786,074	リース債務	2,140
一般貸付金	144,566	資産除去債務	5
機械構貸付金	991,309	仮受金	19,717
有形固定資産	5,650,198	その他の負債	5,232
土地	107,865	退職給付引当金	68,450
建物	48,008	役員株式給付引当金	203
建り－ス資産	43,078	価格変動準備金	897,492
その他の有形固定資産	2,117	負債の部合計	71,772,012
無形固定資産	14,659	(純資産の部)	
ソフトウェア	158,574	資本	500,000
その他の無形固定資産	18	資本剰余金	500,044
代理店貸付金	21,960	資本準備金	405,044
再保険	3,872	その他の資本剰余金	95,000
その他の資産	356,063	利益剰余金	676,242
未払取戻金	117,969	利益準備金	47,569
未払費用	2,293	その他利益剰余金	628,672
未収取戻金	209,791	不動産圧縮積立金	5,805
預託金	7,208	繰越利益剰余金	622,867
金融派生商品	14,908	自己株式	△450
仮払金	1,652	株主資本合計	1,675,836
その他の資産	2,240	その他有価証券評価差額金	456,694
繰延税金資産	1,021,999	繰延ヘッジ損益	33
繰倒引当金	△459	評価・換算差額等合計	456,727
資産の部合計	73,904,576	純資産の部合計	2,132,564
		負債及び純資産の部合計	73,904,576

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経保	保再	7,916,654
保	利	3,959,928
資	預有貸機	3,945,380
	そ	14,548
	そ	1,204,428
	そ	1,085,969
	そ	15
	そ	941,377
	そ	14,158
	そ	124,096
	そ	6,322
	そ	78,902
	そ	38,981
	そ	395
	そ	14
	そ	165
	そ	2,752,296
	そ	28,628
	そ	2,716,748
	そ	6,919
経保	保	7,651,510
資	再	6,868,893
	再	5,489,510
	再	400,623
	再	87,452
	再	645,211
	再	222,902
	再	23,193
	再	7
	再	7
	再	146,004
	再	1,064
	再	62,255
	再	4,762
	再	73,381
	再	1,124
	再	3,417
	再	518,416
	再	118,187
	再	51,515
	再	59,377
	再	653
	再	6,640
経特	価	265,143
特	格	19,251
固	定	19,251
減	者	1,708
	引	619
	人	1,088
	人	111,806
	人	170,879
	人	139,421
	人	△89,499
	人	49,921
	人	120,958

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
						不動産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	500,000	405,044	95,000	500,044	39,409	6,163	550,511	596,084
当期変動額								
剰余金の配当					8,160		△48,960	△40,800
当期純利益							120,958	120,958
自己株式の処分								
不動産圧縮積立金の 取崩						△357	357	-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	8,160	△357	72,356	80,158
当期末残高	500,000	405,044	95,000	500,044	47,569	5,805	622,867	676,242

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△466	1,595,661	403,913	32	403,946	1,999,608
当期変動額						
剰余金の配当		△40,800				△40,800
当期純利益		120,958				120,958
自己株式の処分	15	15				15
不動産圧縮積立金の 取崩		-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			52,780	0	52,781	52,781
当期変動額合計	15	80,174	52,780	0	52,781	132,955
当期末残高	△450	1,675,836	456,694	33	456,727	2,132,564

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社かんぽ生命保険
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 範 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 山 貴 広	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社かんぽ生命保険の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社かんぽ生命保険

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 範 之 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 富 山 貴 広 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社かんぽ生命保険の2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第13期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について執行役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査基準、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との間の取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社かんぽ生命保険 監査委員会

監査委員 尾崎道明 ㊟

監査委員 定行恭宏 ㊟

監査委員 鈴木雅子 ㊟

監査委員 山田メユミ

(原 芽由美) ㊟

(注) 監査委員尾崎道明、鈴木雅子及び山田メユミは、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

【ご参考】

■株式事務のご案内

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 定時株主総会	毎年6月
■ 配当の基準日	毎年3月31日及び中間配当を行うときは毎年9月30日
■ 株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
■ 株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
■ 同連絡先 (電話照会先及び 郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 【専用フリーダイヤル】 ☎ 0120-582-842 【ご利用時間】 午前9時～午後5時（土・日・休日・年末年始を除く。）
■ 公告方法	電子公告により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 https://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/kokoku/abt_kok_index.html
■ 単元株式数	100株
■ 上場証券取引所	東京証券取引所

■株式に関する各種手続きのお申出先

各種お手続き (住所変更、株主配当金受取方法の変更等)	お取引先の証券会社
未払配当金のお受取り	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (上記専用フリーダイヤル)

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム

東京都港区芝公園四丁目8番1号

※「東京プリンスホテル」ではございませんので、お間違えのないようご注意ください。

日時

2019年6月17日(月曜日) 午前10時

受付開始：午前9時

※混雑状況等により受付時間を早める場合がございます。



交通機関のご案内

① 都営地下鉄三田線	「芝公園駅」	A4 出口	徒歩約6分	→ 経路
② 都営地下鉄大江戸線	「赤羽橋駅」	赤羽橋口	徒歩約8分	→ 経路
③ 都営地下鉄浅草線・大江戸線	「大門駅」	A6 出口	徒歩約13分	→ 経路
④ JR山手線・京浜東北線	「浜松町駅」	北口	徒歩約15分	→ 経路

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。
- 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。